

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則

平成31年4月1日（神戸市規則第1号）

改正 令和2年7月1日（神戸市規則第19号）

改正 令和6年3月29日（神戸市規則第74号）

改正 令和7年3月31日（神戸市規則第67号）

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業者該当しない者）

第2条 条例第2条第5号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- （1）独立行政法人都市再生機構
 - （2）地方住宅供給公社（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。）
 - （3）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - （4）独立行政法人空港周辺整備機構
 - （5）土地開発公社（都道府県及び地方自治法第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。）
 - （6）日本下水道事業団
 - （7）前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める者
- （施設基準）

第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める基準は、別表第1に定めるとおりとする。

（事業区域として禁止する特定農業用ため池等）

第3条の2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特定農業用ため池等は、ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第8条3項に基づく定期点検の結果、次の各号のいずれかに該当する特定農業用ため池等とする。

- （1）変状又は構造上の不備（以下「変状等」という。）により決壊の危険性が高まった状態であり、かつ、日常的に監視が必要であると判定された特定

農業用ため池等

- (2) 変状等の程度が大きく、決壊の危険性が特に高まった状態であり、かつ、早期の改修が必要であると判定された特定農業用ため池等

(関係法令等の手続)

第3条の3 条例第6条の2に規定する規則で定める法令の手続は、次に掲げる手続とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項（同法第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分の申請の手続
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項に規定する許可の申請の手続
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する開発行為に係る許可の申請の手続
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項に規定する許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文に規定する許可の申請の手続
- (5) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第8条第1項に規定する許可の申請の手続
- (6) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年4月条例第32号）第3条に規定する許可の申請の手続
- (7) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）第8条第1項に規定する許可の申請の手続
- (8) ため池の保全等に関する条例第19条第1項に規定する許可の申請の手続（事前協議）

第3条の4 条例第6条の3第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 別表第2の左欄（4の項、15の項、23の項及び24の項を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事前協議書の変更の届出)

第3条の5 条例第6条の3第2項に規定する変更協議書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 変更の内容

(3) 変更の理由

2 条例第6条の3第2項に規定する書類は、市長が必要と認める書類とする。

3 条例第6条の3第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、条例第6条の3第1項第1号に掲げる事項の変更のうち、現場責任者の氏名、住所及び連絡先とする。

(特定事業に係る計画の内容等を周知させるための措置)

第4条 条例第7条第1項に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる措置とする。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 条例第7条に基づく許可申請に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催

ア 太陽光発電施設（出力が50キロワット以上の場合に限る。）又は蓄電所に係る許可の申請を行う場合

イ 当該許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が50キロワット未満であって、設置の場所が次の各号に掲げる区域のいずれかに属する場合

(ア) 当該許可の申請に係る特定事業の計画の実施に第3条の3各号に掲げる法令等の手続が必要となる区域

(イ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域

ウ 特定事業の許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が50キロワット未満であって、事業者又は資本関係等において当該申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が当該設備に係る特定事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が

100メートル以内の範囲に設置し、又は設置しようとする他の太陽光発電施設の出力と、当該太陽光発電施設の出力との合計が50キロワット以上の場合

- (2) 前号に該当しない場合 説明会の開催又は当該特定事業の許可に係る太陽光発電施設に関する事前周知措置（以下「事前周知措置」という。）の実施

2 説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める実施場所の敷地境界線から水平距離の範囲内に居住する者、実施場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者及び地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）（以下この項において「周辺地域の住民等」という。）に対して開催すること。

ア 特定事業の許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が50キロワット未満の場合 100メートル

イ 特定事業の許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が50キロワット以上又は蓄電所についての許可の申請を行う場合（ウに掲げる場合を除く。）
300メートル

ウ 特定事業の許可の申請に係る特定施設が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第一種事業又は神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第2条第3号に規定する第2類事業に該当する場合 1キロメートル

- (2) 説明会の開催を予定する日時及び場所を定め、これらを説明会の開催を予定する日の2週間前までに、周辺地域の住民に対して、次のア又はイの方法により通知すること。

ア 投函又は個別訪問により書面を配布する方法

イ 回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共団体の広報若しくは広報紙へ掲載する方法

- (3) 事業者が、次に掲げる項目（既に特定事業の許可を受けた事業者が条例

第10条第1項に規定する変更（同条ただし書きに規定する変更を除く。以下、「条例第10条第1項に規定する重要な事項の変更」という。）をしようとする場合であって、既に開催した説明会又は実施した事前周知措置があるときは、当該説明会は周知した項目から変更があったものに限る。）について必要かつ適切な説明をすること。

ア 特定事業の許可の申請に係る計画の概要

イ 特定事業の許可の申請に係る特定施設に適用される関係法令（条例を含む。）の規定の遵守に関する事項

ウ 特定事業の許可の申請に係る特定施設を設置する場所についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項

エ 特定事業の許可の申請に係る特定施設の設置のための工事の概要

オ 事業者の関係者（主な出資者を含む。）に関する事項

カ 特定事業の許可の申請に係る特定事業の実施による周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容

キ 特定事業の許可の申請に係る特定事業の実施に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

ク 事業者が条例第10号第1項に規定する重要な事項の変更をしようとするときは、特定事業の実施に当たって地方公共団体等との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関する事項

(4) 質問及び意見（以下「質問等」という。）に回答するための質疑応答の機会を確保することを並びに当該申請者が当該質問等に誠実の対応すること。

(5) 説明会の内容は、録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を特定施設を廃止するまでの間適切に保管すること。

(6) 説明会の開催後に質問等の提出先を定めて、2週間以上の期間において質問を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

3 事前周知措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 実施場所の敷地境界線からの水平距離が100メートルの範囲内に居住する

者（以下この項において「周辺地域の住民」という。）に対して実施すること。

- (2) 事業者が、前項第3号に掲げる項目について、次のいずれかの方法により必要かつ適切な周知をすること。

ア 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

イ インターネットを利用した方法により周辺地域の住民の閲覧に供するとともに、当該閲覧に供する主たるホームページアドレスを回覧板等その他の周辺地域の住民が確認できる媒体に掲載する方法

- (3) 事前周知措置の実施後に質問等の提出先を定めて、2週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

- 4 第2項に規定する説明会又は前項に規定する事前周知措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時期に開催し、又は実施すること。ただし、既に特定事業の許可を受けた事業者が条例第10条第1項に規定する重要な事項の変更をしようとするときは、第3号に掲げる時期に開催すること。

- (1) 特定事業の実施に当たり、第3条の3各号に掲げる許可等の申請の手続のうちいずれかを必要とする場合 当該許可等の申請までの時期

- (2) 特定事業の許可の申請に係る特定事業が環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業又は神戸市環境影響評価等に関する条例第2条第2号に該当する場合 次に掲げるすべての時期

ア 環境影響評価法第3条の3第1項に規定する計画段階環境配慮書又は神戸市環境影響評価等に関する条例第8条の2第2項に規定する環境影響評価事前配慮書の作成日前までの時期

イ 環境影響評価法第3条の5の規定により環境大臣が意見を述べた日（環境大臣が意見を述べなかった場合にあっては、同条の政令で定める期間が満了する日）若しくは同法第3条の6の規定により主務大臣が意見を述べた日（主務大臣が意見を述べなかった場合にあっては、同条の政令で定める期間が満了する日）のいずれか遅い日から、当該許可申請の日の3月前までの時期

ウ 環境影響評価法第27条又は神戸市環境影響評価等に関する条例第23条第2項の規定により評価書を作成した旨を公告した日から、特定事業の許可の申請に係る特定施設の設置のための工事に着手するまでの時期

(3) 前2号のいずれにも該当しない場合 当該認定の申請の日の3月前までの時期

(許可を要する区域)

第5条 条例第8条第1項第11号に規定する市長が指定する鉄道及び道路は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第1号に掲げる普通鉄道

(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる高速自動車国道，一般国道及び都道府県道

(3) 道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた自動車専用道路

(4) 前2号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認める道路

2 条例第8条第1項第10号に規定する規則で定める区域は，次に掲げるものとする。

(1) 鉄道用地の敷地境界線から水平距離50メートル以内の区域

(2) 道路用地の敷地境界線から水平距離20メートル以内の区域

(特定事業の実施に係る許可の申請)

第6条 条例第8条第2項に規定する許可申請書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は，出力及び容量）

(3) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項

2 条例第8条第2項（条例第10条第3項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は，次に掲げる書類とする。

(1) 別表第2の左欄に掲げる書類

(2) 条例第6条の2の規定に基づく申請その他当該手続を行ったことを証する書類

(3) 条例第7条第1項の規定に基づき、特定施設の設置予定場所の周辺地域の住民に対し、特定事業の実施に係る計画の内容等を周知させるために実施した措置及びその結果を記した書類

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第1号に掲げる書類にはそれぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載し、又は当該書類として同表の右欄に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、同表の中欄に縮尺の指定がある書類については、その縮尺に従った図面を掲載しなければならない。

4 条例第8条第3項第5号に規定する有害物質は、鉛、カドミウム、ヒ素、及びセレンとする。

5 条例第8条第3項第8号に規定する規則で定める事項は、特定事業を実施しようとする事業者が法人である場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 当該法人に係る発行済株式の総数の100分の5以上の数の株式を有する株主があるとき 当該株主の氏名又は名称及び当該株主の有する株式の数

(2) 当該法人の出資の総額の100分の5以上を出資している者があるとき 当該者の氏名又は名称及び当該者が出資した金額

(事業計画の変更の許可)

第7条 条例第10条第1項の規定に基づき事業計画の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 特定施設の発電出力(蓄電所の場合は、出力及び容量)

(3) 変更の内容

(4) 変更の理由

(5) 条例第8条第1項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日

(6) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

(事業計画の変更の許可が不要である軽微な変更)

第8条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第8条第3項第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる事項の変更

(2) 条例第8条第3項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの

ア 事業区域の面積の減少

イ 事業区域内の森林又は緑地の面積の増加

ウ 特定施設に係る工作物（以下「特定工作物」という。）の水平投影面積の減少

エ 特定工作物の構造耐力上主要な部分以外の材料又は構造の変更

オ アからエまでに掲げるもののほか、変更後においても施設基準に適合することが明らかな変更

(事業計画の変更の許可が不要である軽微な変更に係る届出)

第9条 条例第10条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし、かつ、当該届出書には変更内容を証する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 変更の内容

(5) 変更の理由

(6) 条例第8条第1項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、許可番号及び許可年月日

(7) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

(特定施設の設置の完了に係る検査)

第10条 条例第11条第1項の検査を受けようとする者は、特定施設の設置の完了

後、速やかに次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 検査を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定施設の設置に着手した日及び特定施設の設置が完了した日
- (3) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）
- (4) 事業区域の所在地及び面積
- (5) 条例第8条第1項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、許可番号及び許可年月日
- (6) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により提出する書類には、工事写真（特定施設の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 条例第11条第2項の規定による通知は、様式第1号によるものとする。

（条例第8条第1項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）

第11条 条例第13条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）
- (3) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

2 条例第13条第2項に規定する規則で定める書類は、第6条第2項各号に掲げる書類とする。この場合においては、同条第3項の規定を準用する。

（条例第8条第1項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出）

第12条 条例第14条第1項本文による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）

(3) 変更の内容

(4) 変更の理由

(5) 条例第13条第1項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあつては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日

(6) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

2 条例第14条第1項ただし書の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし、かつ、当該届出書には変更内容を証する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 変更の内容

(5) 変更の理由

(6) 条例第13条第1項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあつては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日

(7) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

（事業計画の変更に係る届出が不要である軽微な変更）

第13条 条例第14条第1項第1号に規定する規則で定める軽微な変更は、第8条各号に掲げるものとする。

（条例第8条第1項各号に掲げる区域の外における特定施設の設置の完了に係る届出）

第14条 条例第15条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし、かつ、当該届出書には工事写真（特定施設の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主

たる事務所の所在地)

(2) 特定施設の設置に着手した日及び特定施設の設置が完了した日

(3) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）

(4) 事業区域の所在地及び面積

(5) 条例第13条第1項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあつては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日

(6) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

（特定施設設置完了後の定期報告）

第15条 条例第16条第1項の報告に係る年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の報告は、市長が指定する形式による書面を市長に提出することにより、毎年6月30日までに行わなければならない。

3 条例第16条第2項に規定する規則で定める財務計算に関する諸表は、事業者が法人である場合に係る条例第16条第1項の規定による報告をする日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書にあつては、事業者が作成している場合に限る。）とする。

（特定施設の廃止に係る届出）

第16条 条例第17条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 廃止予定年月日

(5) 特定施設を廃止した後の措置の方法

(6) 条例第8条第1項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあつては、当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日

(7) 条例第13条第1項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされてい

る特定事業にあつては，当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日

(8) 前各号に掲げるほか，市長が必要と認める事項

2 前項の届出書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業区域の現況写真（廃止する前の特定施設その他事業区域の現況が分かるカラーのものに限る。）

(2) 事業区域の平面図（特定施設の廃止後において計画されている措置の内容が分かるものであり，かつ，縮尺が1,000分の1以上であるものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類
（特定事業の承継に係る届出）

第17条 条例第18条第3項の規定による届出は，次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 特定事業を承継した者の氏名及び住所（法人にあつては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 承継した特定事業の特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）

(3) 承継した特定事業の事業区域の所在地及び面積

(4) 特定事業を承継した日

(5) 条例第8条第1項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている
特定事業にあつては，当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日

(6) 条例第13条第1項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている
特定事業にあつては，当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日

(7) 条例第19条に規定する廃棄等費用の確保及び管理に関する事項

(8) 条例第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項
（身分証明書）

第18条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は，様式第2号による立入調査職員証とする。

（書類等の提出部数）

第19条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する書類その他書面の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

（施行細目の委任）

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則（平成31年4月1日規則第1号）

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日規則第19号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

（施設基準に係る経過措置）

第2条 この規則の施行の日の前に神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づく許可申請書が提出されている事業又は第13条第2項の規定に基づく届出書が提出されている事業に係る条例第4条第2項に規定する施設基準は、この規則による改正後の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則第3条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（施設基準に係る経過措置）

第2条 第3条による改正後の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の許可申請書が提出される事業、条例第13条第2項の届出書が提出される事業又は条例附則第2条第1項の規定の適用を受けている事業であって神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則第7条の変更許可申請書若しくは同規則第12条第1項の届出書が提出されるものに係る条例第4条第2項に規定する施設基準について適用し、同日前にこれらの提出がされたものに係る同項の施設基準については、なお従

前の例による。

別表第1（第3条関係）

（1）特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準

ア 地盤の安定性の確保

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法その他関係法令の規定に準じて定める次の（ア）から（カ）までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性を確保すること。

（ア） 特定工作物が設置される地盤の勾配（地表面と水平面がなす角度をいう。以下同じ。）は、30度以下とすること。

（イ） 切土又は盛土（以下「切土等」という。）により崖（勾配が30度を超える硬岩盤以外の土地をいう。以下同じ。）が生ずる場合は、当該崖の表面（以下「崖面」という。）を擁壁で覆うこと。ただし、当該崖について、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。

（ウ） 事業区域内の特定施設の設置にあたっては、宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項に定める技術的基準に適合したものとする。この場合において、同項の「宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）」とあるのは、「事業区域内の特定施設の設置」と読み替えるものとする。

（エ） 特定工作物が設置される地盤については、小段又は排水施設の設置その他の適切な措置が施されていること。

（オ） 特定工作物が設置される地盤については、雨水、風化その他の自然現象による浸食や崩壊を防止するために、芝張り、モルタルの吹付けその他の適切な措置が施されていること。

（カ） 事業区域内の全ての地盤には、雨水を含む地表水その他の水（以下「地表水等」という。）を排水施設まで適正に流下できるように勾配を付すること。

(キ) 特定農業用ため池等に特定施設を設置する場合にあっては、ため池の保全等に関する条例第8条第3項に基づく定期点検の結果、変状等がない又は変状等があり将来的に改修が必要であるが、日常的な監視の必要性がないと判定されていること及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律56号）第3条第1項の規定に基づく防災重要農業用ため池に係る防災工事等基本方針（令和2年農林水産省告示第1845号）に基づく地震耐性評価の結果、耐震性能を有すると評価されていること。

イ 排水施設の設置

事業区域内の地表水等が適切に排出されるよう、都市計画法、森林法、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）その他関係法令の規定に準じて定める次の(ア)から(ウ)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設を設置すること。

(ア) 事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量その他地表水等の流れ方に影響を及ぼす事情及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域（分水界によって囲まれた区域をいう。）の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものとする。

(イ) 事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するものとするとともに、維持管理を容易に行える構造とすること。また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池を適切に設置すること。

(ウ) 特定施設の設置によって、周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合は、雨水を一時的に貯留し、及び雨水の流出を抑制する調整池を設置すること。

ウ 工事中における災害の発生の防止

特定施設の設置に係る工事については、当該工事中における災害の発生を防止するため、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件、周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。

(2) 特定施設の構造の安全性に関する事項に係る基準

ア 通則

特定工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項に規定する技術基準に基づき、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対し安全であるとともに、次の(ア)から(オ)までに掲げる基準を満たす安全性を確保すること。

(ア) 太陽電池モジュールを支持する架台の基礎については、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着させること。

(イ) 太陽電池モジュールについては、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けること。

(ウ) 蓄電所に設置する蓄電池は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設置すること。

(エ) 蓄電所には、雨水等の侵入防止の措置を講じること

(オ) 特定工作物の構造耐力上主要な部分であって、かつ、特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものについては、次に掲げるいずれかの材料を使用すること。

a 腐食、腐朽及び摩損がしにくい材料

b 有効なさび止めがなされ、並びに防腐及び摩損防止のための措置をした材料

イ がけの上方の土地にある場合の基準

特定工作物は、その全部又は一部が神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号）第20条第1項第1号に規定するがけの上方の土地にある場合は、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成20年6月規則第11号）第10条第1号及び第2号に定める基準に適合したものとすること。

(3) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項に係る基準

ア 森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する特定施設にあつては、次の（ア）及び（イ）（事業区域の面積が5ヘクタール以

上の特定事業に係る特定施設にあっては、(ア)及び(ウ)のいずれの基準にも適合するものとする。

(ア) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。

(イ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積の25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。

(ウ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積の50パーセント以上（事業区域の面積が50ヘクタール以上の特定事業にあっては、60パーセント以上）の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。

イ 土地に設置する特定施設にあっては、当該事業区域内に10パーセント以上の面積の森林等を確保すること。

ウ 切土等により事業区域内に^{のり}法面又は擁壁が生ずる特定施設にあっては、当該^{のり}法面又は擁壁に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。

エ 事業区域の境界部分については、植栽、塀又は柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置を行うこと。

オ 特定施設については、山の景観を保全するため、独立峰の頂部の付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に設置することを避けること。

カ 湖沼、ため池その他水面に設置する特定施設にあっては、水面の景観及び水中の生態系への配慮を行うため、太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合を50パーセント以下とすること。

キ 太陽電池モジュールについては、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、低反射性のものを使用し、位置、傾斜角度その他の設置の方法について、十分に配慮すること。

ク 特定工作物の色彩については、低彩度のものとする。

ケ 太陽電池モジュールを支持する架台その他の部品については、経年変化により景観上の支障が生じにくい材料を使用すること。

コ 特定工作物については、事業区域の周辺の居住環境に対する騒音又は振

動による影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置を行うこと。

(4) 特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づいて、特定施設を適切に保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。

イ 特定施設の維持管理に要する費用を確保すること。

ウ 事業終了後に特定施設が適切に撤去されるよう計画的に費用の積み立てを行うこと。

エ 特定施設の廃止後は、事業者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。

(ア) 特定施設その他不要となった特定工作物を速やかに撤去すること。

(イ) 特定施設その他不要となった特定工作物の撤去により生じた廃棄物について可能な限りリサイクルに努めること。やむを得ず、廃棄物として処理する必要がある場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。

(ウ) 事業区域であった土地について、整地、緑化、修景その他災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を行うこと。

別表第2（第3条の4，第6条，第7条，第11条，第12条関係）

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類
1 事業者を確認するための書類	指定なし	個人にあつては住民票（本籍地（外国人にあつては、国籍）が記載されたものに限る。），法人にあつては登記事項証明書
2 事業区域及びこれに隣接する土地	指定なし	事業区域及びこれに隣接する土地に係る登記事項証明書並びに事業区域

について確認するための書類		に係る土地の公図の写し
3 所有権以外の権利に基づいて事業区域に係る土地を使用する場合にあっては、その使用权を確認するための書類	指定なし	賃貸借契約書，使用承諾書その他これらに相当するもの
4 周辺住民への説明実施記録	指定なし	(1) 説明会開催を周辺地域の住民等に通知した範囲（第4条第1項に規定する説明会を開催した場合に限る。）、説明した周辺地域の住民等の氏名等及び同条第2項第1号アからウまでのいずれに該当するか の別（同条第3項に基づく事前周知措置を実施した場合にあっては、周知した周辺地域の住民等の氏名等及び同条第3項第2号のいずれに該当するか の別） (2) 説明の方法 (3) 説明の時期，場所その他の状況
5 設計説明書	指定なし	(1) 事業者の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 特定施設の設置に係る工事の概要 (4) 事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要

		(5) 防災上の措置に関する設計の概要 (6) 安全性の確保に関する設計の概要 (7) その他市長が必要と認める事項に関する設計の概要
6 位置図	10,000分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路，市街地，集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域
7 区域図	2,500分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番，土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
8 求積図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の

		面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 特定工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼，ため池その他の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式
9 現況図	2,500分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況における植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向
10 現況写真	指定なし	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
11 配置図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 特定工作物の位置，形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置，形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀，柵，擁壁等の位置及び形状
12 平面図	500分の1以上	特定工作物の形状，寸法，材料の種類，仕上げ方法及び色彩
13 立面図	500分の1	特定工作物の形状，材料の種類，仕

		上げ方法及び色彩
14 断面図	500分の1以上	(1) 特定工作物の形状及び高さ (2) 特定工作物を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽電池モジュールの傾斜角度
15 完成予想カラー図	指定なし	特定施設が完成したときの予想カラー図
16 反射光影響予測図	指定なし	太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲
17 造成計画平面図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の ^{のり} 保護の方法 (7) 縦横断線の位置
18 造成計画縦横断面図	1,000分の1以上	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法面の ^{のり} 保護の方法
19 排水施設計画平面図	500分の1以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置，種類，材料，形状，内法 ^{のり} 寸法，勾配，水の流れる方向，吐口の位置及び放流先の名称
20 崖の断面図	50分の1以上	(1) 崖の高さ，勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面

		(3) 崖面の保護の方法
21 擁壁の断面図	50分の1以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置，材料及び内 ^{のり} 法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置，材料及び寸法
22 特定工作物の構造図	50分の1以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置，寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
23 管理方法説明書	指定なし	(1) 事業者の概要 (2) 特定施設の管理の方法の概要 (3) 特定施設の廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) その他市長が必要と認める事項
24 廃止後の措置を示した平面図	1,000分の1以上	特定施設の廃止後において行う措置に関する計画
25 特定工作物の構造計算書	指定なし	(1) 基礎・地盤説明書 (2) 荷重・外力計算書 (3) 応力計算書及び断面計算書 (4) 基礎の構造計算書

工事検査済通知書

第 号
年 月 日

様

神戸市長 印

年 月 日付け 第 号で許可した特定施設に係る設置工事について、
年 月 日に検査を実施したところ、当該許可の内容に適合していると認められる
ので、神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第 11 条第 2 項の規
定により通知します。

様式第 2 号（第18条関係）

（表面）

		第	号
立 入 調 査 職 員 証			
所 職 氏	属 名 名	写 真	
上記の者は，神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例 第24条の規定による立入調査を行う職員であることを証する。			
年 月 日		神戸市長 印	

（裏面）

神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例 抜粋
（報告の徴収及び立入調査）
第24条 市長は，この条例の施行に必要な限度において，事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め，又は職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格B 8とすること。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（施設基準に係る経過措置）

第 2 条 この規則による改正前の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 3 条及び別表第 1 に規定する施設基準は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づく許可申請書が提出された特定事業、条例第 13 条第 1 項の規定に基づく届出書が提出された特定事業又は令和元年 10 月 1 日前に特定施設の設置に着手している事業（それぞれ特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。）については、施行日以後に条例第 10 条第 1 項本文又は条例第 14 条第 1 項本文の規定に基づく事業計画の変更（施行日において現に条例第 10 条第 1 項本文の許可に係る申請がなされているものを除く。以下同じ。）が行われるまでの間は、なお従前の例による。

（特定事業に蓄電所を含む場合の経過措置）

第 3 条 施行日前に条例第 8 条第 2 項の規定に基づく許可申請書が提出された特定事業、条例第 13 条第 1 項の規定に基づく届出書が提出された特定事業又は令和元年 10 月 1 日前に特定施設の設置に着手している事業については、施行日以後に条例第 10 条第 1 項又は条例第 14 条第 1 項の規定に基づく事業計画の変更が行われるまでの間は、旧規則第 6 条第 1 項第 2 号、第 7 条第 2 号、第 9 条第 2 号、第 10 条第 1 項第 3 号、第 11 条第 1 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項第 2 号、第 14 条第 3 号、第 16 条第 1 項第 2 号及び第 17 条第 2 号における記載事項については、なお従前の例による。

（生物多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正）

第 4 条 神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（平成 30 年 5 月規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下

線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（開発事業） 第６条　〔略〕 ２　条例第９条第２項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事業（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う事業を除く。）とする。 （１）～（４）　〔略〕 （５）神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成３０年１２月条例第１４号）第８条第１項の許可が必要な特定事業又は同条例第１３条第１項の規定による届出が必要な特定事業 （６）　〔略〕	（開発事業） 第６条　〔略〕 ２　条例第９条第２項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事業（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う事業を除く。）とする。 （１）～（４）　〔略〕 （５）神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成３０年１２月条例第１４号）第８条第１項の許可が必要な特定事業又は同条例第１３条第１項の規定による届出が必要な特定事業 （６）　〔略〕